

Ⅱ. 流動性リスク管理に係る開示事項【連結・単体共通】

1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

当行では、資金繰りリスク管理、市場流動性リスク管理の枠組みやリスク評価方法および管理方法を、「流動性リスク管理基準」および各種規程に定めて適切に管理しています。

流動性リスク管理体制は、資金繰りリスクについては、実際に資金繰りをおこなう「資金繰り管理部署」とその資金繰り状況を監視する「資金繰りリスク管理部署」を分けて設置しており、厳重な資金繰り管理をおこなっています。

流動性リスク管理方法として、資金繰り管理部署は、市場業務を中心に各業務にかかる日々の資金繰り状況に留意し、資金繰りリスクの抑制に努めています。資金繰りリスク管理部署は、流動性の高い資産の保有方針や市場調達枠の設定など資金繰りリスク管理方針を定め、資金繰り管理部署の資金繰りの状況に問題がないか監視しています。

また、半期毎に「流動性リスク管理計画」を策定し、邦貨ならびに外貨流動性リスクについて、それぞれ限度額（調達限度額、資金ギャップ等）を設定するとともに、その遵守状況をモニタリングし、流動性リスク管理の状況について、定期的にまたは必要に応じて各種委員会等へ報告する体制としています。

2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項

銀行の内部管理上の流動性資産として、現金、預け金、担保差入可能国債残高、共通担保余裕額等の合計を「即日資金化可能資産」と定め、日々資金繰りの管理をおこなっています。また、オンバランスおよびオフバランス項目の満期区分別の資金流入・流出に係るギャップ、主要な調達先と調達手段、外国通貨の運用・調達状況、流動性カバレッジ比率の水準等について、定期的なモニタリングを実施しています。

なお、即日資金化可能資産、流動性カバレッジ比率等については各種限度額、協議ポイント等を定め、適切な流動性リスク管理をおこなっています。

また、流動性に係るストレス・テストを定期的実施しており、市場環境の悪化など不測の事態が発生した場合の資金繰りへの影響等を確認しています。

3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項

当行では、流動性リスク管理の重要性を認識し、風評など不測の事態による資金繰りの逼迫が生じて、必要とされる流動性の確保が可能となるよう、運用・調達バランスのコントロールならびに資金繰り運営をおこなっています。特に、外貨調達において効率的・安定的な資金運用をおこなうために、調達先の分散と調達手段の多様化を図っています。

また、流動性ストレス時の対応として「緊急時資金繰りマニュアル」を定め、緊急時に迅速かつ適切な対応を図る体制を整備しています。